

# 平成29年度第5回南関町農業委員会会議録

平成29年8月10日(木)  
午後1時30分開会  
南関町役場第一会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
  - 5番 原 靖 君
  - 6番 山本精武君
5. 議 事
  - 第14号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第16号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松村 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

## 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君

書 記 上 田 賢 君

## 平成29年度第5回南関町農業委員会会議録

### 議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

#### 1. 開会

○副会長（竹島 久利君） はい、起立。第5回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは始めていきたいと思います。本日は、委員皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

#### 2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を7番、荒木委員さん、よろしく願いいたします。

○7番（荒木 茂君） 座ったままいいですか。

○事務局長（寺本 藤雄君） いいです。

○7番（荒木 茂君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

#### 3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めまして、こんにちは。お忙しい中、ご苦労さんでございます。7月に入ってですね、梅雨があけました途端に猛暑ということですね、今年はずいぶん暑く暑い日が続いております。先日、台風もですね、心配しておりましたが、こうそれましてですね、安心したところでございます。昨日からはですね、また雨が降りましてですね、畑作あたりがですね、一安心かと思っております。水田のほうもですね、今年は土用干しがしっかりできたということですね、水が足らんじやなかろうかという心配もあっております。そういうこともないようにですね、願っておきたいと思っております。また今日はですね、議案少数ではございますがですね、審議のほどをよろしくお願いしときます。よろしくお願い致します。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以後の議事の進行は、松村会長をお願いいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入ります。

まず、議事録署名の署名人を指名いたします。今回は、議事録署名人として5番、原委員、6番、山本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入ります。14号、15号は関連しておりますのでですね、一括審議をお願いいたします。

第14号議案、「農地法第4条1項の規定による許可申請について」

第15号議案、「農地法第5条1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明よろしくお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明を申し上げます。

第14号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請及び第15号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

14号議案、1番。受付日、平成29年7月25日、申請番号69号。申請人、土地の所在地等は記載のとおりです。

次に、15号議案、1番。受付日、平成29年7月25日、申請番号70号。売買による所有権移転です。転用目的は、駐車場及びその駐車場への進入路となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第14号議案は、農地法4条1項の規定に基づく許可申請1件、15号議案は、農地法5条1項の規定に基づく許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員よりの補足説明をお願いいたします。

1番、松本委員お願いいたします。

○1番（松本 泰典君） はい、1番の松本です。8月4日の日に、事務局のほうと俺と推進委員の西田さんと現地のほう行ってまいりました。

現地は、○○○の○○○の○○○へ登り口から100mぐらい○○○よりのところ。現地は問題ないと思いますけど、奥のほうに家があります。この家は何年も住んでおられなくて、荒れ放題になっとります。それと里道が山手に一つ通って

いると思いますけど、里道はそのままみたいな話だそうですから、問題ないと思います。審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。

○9番（北原 照代君） すみません。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。北原委員。

○9番（北原 照代君） 9番の北原です。転用目的が駐車場で、転用面積が1,615。個人のですか。

○事務局（上田 賢君） 申請者の方がですね、重機の運搬をされる業を行っておられまして、大型のトレーラーを、それを使用されとります。その関係から駐車場の面積としてはとても広く必要があるということで申請があがってきます。

○9番（北原 照代君） だいたい何台くらい停めれる。

○1番（松本 泰典君） 7台くらい停まっている。

○事務局（上田 賢君） 1台のトレーラーの長さが20mぐらいですね。

○1番（松本 泰典君） 22m。

○事務局（上田 賢君） 22m。その関係からこの大きさが必要と。

○9番（北原 照代君） 必要となったわけですね。はい、わかりました。

○議長（松村 公正君） 他にございませんか。

ないようでございますので、採決に入りたいと思います

第14号議案、15号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、14号議案、第15号議案は原案のとおり許可相当であることを意見決定いたします。

続きまして、第16号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい。第16号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

今回の案件、1番から15番はですね、全て譲受人が同じ所有権の移転の申請になります。内容は農地中間管理機構の特例事業の案件になります。

まず、1番から3番。譲渡人、土地の所在地等は記載のとおりで、面積は合計で2,353㎡です。

次に、4番と5番ですが、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は2,8



- 事務局（上田 賢君） ですね。
- 議長（松村 公正君） 前には1年ぐらいあけよったもんな。おどんげんときあけたもんね。
- 事務局（上田 賢君） ですね。
- 議長（松村 公正君） 他にございませんか。
- 3番（釘崎 眞貴子君） はい。
- 議長（松村 公正君） はい、どうぞ。
- 3番（釘崎 眞貴子君） 3番、釘崎です。6番から7番、8番、9番、10番、11番、15番まで〇〇〇ところになっておりますけれど、これは今現在耕作放棄してあるところですか。
- 事務局（上田 賢君） 一部はちょっと荒れているところになっております。
- 3番（釘崎 眞貴子君） 現在は、何もつくってないところですか。
- 事務局（上田 賢君） 全部じゃないんですけれども、途中途中で分かれているんですけど。〇〇〇の物件に関してはですね、耕作放棄地、遊休農地のような状態になっております。〇〇〇のほうについてはですね、現在耕作をされているところになります。
- 3番（釘崎 眞貴子君） はい、ありがとうございます。
- 議長（松村 公正君） この方も、牛飼うとらるるけん、飼料用とかですね、放牧あたりをするらしかですたい。こんだこの次の人が、買う人がですね。
- 3番（釘崎 眞貴子君） 買う人がですね。
- 議長（松村 公正君） 一応ここには公社が買うごっなつとるばつてんがですね。他にございませんか。ないようでございますので採決いたします。第16号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第16号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

## 6. その他

- 議長（松村 公正君） 次に、事務局よりその他の報告をお願いいたします。
- 事務局（上田 賢君） はい、事務局よりその他ということで、本日、A4紙の両面のやつのチラシをお配りさせていただきました。皆さんご存じのとおり、朝倉郡のほうと日田のほうでですね、豪雨災害により甚大なる被害が発生しております。熊本県としてはですね、昨年度起きました地震の際にですね、他県から多大なご支援をいただいたというところで、今回、農業会議のほうからなんですけど、農業委員

会関係のところから、お一人様一口1,000円という形ですね、義援金を行いたいというお話がありました。そこで、皆さんのほうからですね、ちょっと1,000円ずつ出していただいて、義援金のほうをできたらなというふうに考えております。これについては、「最適化推進委員」さんのほうにもお話をさせていただこうと思っておりますので、来月9月のほうにですね、徴収をさせていただければと思っております。

○事務局長（寺本 藤雄君） 農業委員さんは別ですと。

○議長（松村 公正君） こら、互助会のほうからよかですかね、出しとって。

○事務局（上田 賢君） 互助会のほうから。

（「お願いします」の声）

○議長（松村 公正君） 足らんならまた出さなきゃばってんが。互助会のほうから農業委員のほうは。

○事務局（上田 賢君） はい。

○議長（松村 公正君） 最適化委員さんのほうは、しよらんげなですけん、個人的にもらわにゃいかんばってんがですね。よろしくお願いしときます。今年はですね、あっちこっちで災害があつて、どこも大変かと思ひます。

○事務局（上田 賢君） 以上です。

○議長（松村 公正君） それでは、何か皆さんからご意見いろいろございませんでしようか。ありませんか。

（「はい」の声）

○6番（山本 精武君） ……。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○6番（山本 精武君） 現地確認はいつまで。

○議長（松村 公正君） 来月の今日までぐらい。

○6番（山本 精武君） ちょっと暑かったり、ご無礼しておりますので。期限は8月いっぱいぐらい。

○事務局（上田 賢君） 8月いっぱいをだいたいめどで、9月の総会にでも提出をいただければと思ひます。

○6番（山本 精武君） はい。

○議長（松村 公正君） もう早か人は出とつです。暑かったけん、今度はちった涼しゅうなるばいた。うったおれんごつしてくださいね。熱中症にならんごと。

○事務局（上田 賢君） それと台帳の記載なんですけど、ちょっと私の説明不足でわかりにくかったところがあるのかなと思ひんですけど、例えば、午前と午後出たけん1日とかじゃなくでですね、1日の活動時間の合計が4時間を超える場合には1



日で。それ未満のときは半日でお願いします。先日の方が6時から午前中いっぱい回ったもんなって言いなはったから、半日にしてやってから、午前中だけで終わったけんてお話をされたもんで、そういったさっきの説明の形で記載をいただければと思います。

- 4番（矢野 房幸君） 1日4時間で1日ですか。
- 事務局（上田 賢君） 4時間超えたら。
- 4番（矢野 房幸君） 超えたら。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 超えたごっしとってください。超えたごつ。
- 1番（松本 泰典君） 4時間も続けてしきんな。
- 事務局（上田 賢君） 合計です。例えば朝2時間まわって、夕方に例えば2時間したとかなら4時間超えることもある。
- 1番（松本 泰典君） なら9時間したなら、2日分てこと。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 日にちば書いとくとよかたい。違う日に。
- 事務局（上田 賢君） それこそ倒るっですよ。1日9時間。
- 1番（松本 泰典君） ちょっと一つよかですか。
- 議長（松村 公正君） はい、どうぞ。
- 1番（松本 泰典君） この前、部落の人からちょっと質問があったつばってん、非農地化。今しよっじゃなかですか。あれは強制的なもんでせなんとか、それとも自主的にせないんとかちゅうことらしかです。
- 事務局（上田 賢君） 強制的にていうと。
- 1番（松本 泰典君） せなんとか、その非農地化に。その登記ばしなおさなんとか。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 強制はありません。
- 1番（松本 泰典君） 自分がしたくなけりゃ、そのまま置いてって。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 結構です。
- 1番（松本 泰典君） よかったろ。
- 事務局長（寺本 藤雄君） はい。
- 事務局（上田 賢君） ただ、農家台帳からはもう削除します。農地としては扱いません。
- 1番（松本 泰典君） その農地としての取り扱いばせんちゅう期日はいつからね。
- 事務局（上田 賢君） 農業委員会の総会で議決を経たときからです。
- 1番（松本 泰典君） まだ各地区からあがってきた。
- 事務局（上田 賢君） あがってきたつを農業委員会の総会に。先月もありましたけど、総会の中で審査していただいて、そこで異議がないということであればそっから非農地として扱われる形になります。

- 1番（松本 泰典君） この前地主さんが言われるには、あたたちがみつと荒れとるかもしれんて言いなはる。私は私で草切りはしよつと。田ん中の真ん中に木の立っ  
とったいなて言うばってん。ここはノケで草切りはしよるけんて言わすけんあた。  
どぎゃん言われんし。強制的に農地ばはずすとかいたて言わしたけん、そこんところ  
は俺もわからんて。
- 事務局（上田 賢君） そこはまだ現地次第というところもあるだろうと。完全に木  
のはえとつところは当然山として扱う。
- 1番（松本 泰典君） 周囲は草切るなら、田ん中みたいな感じはなつとですたい。  
そうばってん、減反の一応申請あがつとるばってん、減反の立て札は500mばかり  
手前に立ててあるもん。それまでいかれんけん、草ぼうぼうで。
- 議長（松村 公正君） そがんとん多かですもんな。そらもう最終的には、そのまま  
置いときなはってちゃ、農地なら税金問題の絡みでっしょだい。
- 1番（松本 泰典君） この前ちょっと見に行つたつですたい。確かに、こんくらの  
木の3本くらい立つとる。竹ははえとらんばってん。周囲は確かにその何ちゅう  
か境界のところ辺な草ば切つてあるごたる感じじゃある。ばってん、この田ん中、  
田として見んなら、山ばいた山。俺が見た範囲で言うなら。
- 事務局（上田 賢君） 例えば、通常の草刈りとかで農地に戻せんごたるところば非  
農地として扱いますので、例えば、何て言いますかね、1年間放つたらかしたつた  
らセイタカアワダチソウがちょっとある程度高なつてきたぐらいだと、まだ非農地  
としては扱わないような形にはなるかなと。
- 1番（松本 泰典君） 木は、こぎゃん太かつの田ん中の中に3本も。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 3本、そんなくらいじゃされん非農地には。密集して全部  
なつとかんと。
- 事務局（上田 賢君） 全体がこう木があるような状態。
- 1番（松本 泰典君） 密集じゃしとらんばってん。周囲は、こう草ば切つてあるご  
たる。低かたいな。中のほうは見えんたい。
- 事務局長（寺本 藤雄君） そぎゃんたさんかく。
- 1番（松本 泰典君） 一応減反で実行保全であげちやるごたる。今その農地非農地  
化のありよるけん、そぎゃんた非農地かせなんとだろかてなるけん。強制的にせな  
んとですかて言われるけん、そら俺はわからん。たぶんせんちゃよかるて言うた。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 今村が一番最後にすつたい。
- 1番（松本 泰典君） わかりました。そぎゃん説明しときます。
- 議長（松村 公正君） そのやっばどれくらいちゅうとば、やっばそらほんなこて難  
しゅうはあるもんな。何本立つとると。よう柳とか何とかが今立ちよつとたいな。

そすとどんぐりの幹ごったとはどやんかね。

- 事務局長（寺本 藤雄君） どんぐりはもうばつです。
- 議長（杢村 公正君） ばつじゃろ。
- 1番（松本 泰典君） ばってん、どんぐりばくさい、栽培用でどんぐりば植えちゃつとこのあっじゃっかい。綺麗こう。してあつとこあつたい。あがんともばつかい。
- 事務局（上田 賢君） ばつです。基本的に林業のほうになるけんです。例えば、これが、前にも言いましたけど。果樹関係、栗とか柿とか、なら畑として。
- 1番（松本 泰典君） そすと、何かほら、植木ば植えてあつとこのあつでしょうが。あれはどぎゃん取り扱はずつと。檜の木てろん植えてあつとこのあつたい。あら植木たいな。ある程度かっこようになってから持っていかすわけたい。
- 議長（杢村 公正君） それは肥猪がな、肥猪がずらりあるとたい。
- 副会長（竹島 久利君） 肥猪は。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 植木はまるでしょうね。
- 1番（松本 泰典君） は。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 植木まる。
- 1番（松本 泰典君） まる。
- 副会長（竹島 久利君） でも、あれは植木だから取っていけば、畑にすぐなるからな。
- 1番（松本 泰典君） 畑でよかつでん。かり植えかなんか知らんばってん、植えてあつたい。ばってん山んごつなつとつじゃもん。山ちゃ山よ。
- 事務局（上田 賢君） きちんと管理してあるところは農地になるのかなと。例えばそのまま場所によっては放置してあつてから、もうどぎゃんもこぎゃんもていうところは。
- 6番（山本 精武君） 刈り込みもしてなかごたるなら、植木じゃなかもんな。
- 事務局（上田 賢君） 管理ばしてないやつ。
- 5番（原 靖君） 手入れしてある。
- 1番（松本 泰典君） 竹ばこう、庭木にする竹、あれも植えてあるともあるもんな。仮り植えしてあつとこ。
- 副会長（竹島 久利君） そら、管理してあれば。
- 1番（松本 泰典君） ばってん茂つてもう。
- 6番（山本 精武君） 最後までいくと全部茂つてるもんな。
- 1番（松本 泰典君） あの竹はどこでんなか竹じゃあるばってん。
- 副会長（竹島 久利君） でも植えてあつて、そこで管理してあるならな、やっぱ畑で見なさん。

- 1番（松本 泰典君） 選定ばしてあるごたるふうじゃなかくて。
- 副会長（竹島 久利君） そりゃ山たい山。
- 1番（松本 泰典君） それは管理は難しかったい。判断な難しかよ。
- 事務局（上田 賢君） 難しいやつはその旨ば書いておっていただくと、非農地化するときに、事務局のほうで現地の写真を撮りに行かないけんですね、そこでまた判断。
- 1番（松本 泰典君） 事務局の手数は何てったって省いてやろうて思うて聞きよつとよ。
- 事務局（上田 賢君） ありがとうございます。最終的には写真ば撮りに行かなんとは撮りに行かなんけんですね。
- 事務局長（寺本 藤雄君） それとですね、今度の非農地は東豊永と小原をします。小原と東豊永をしたいと思います。だいたい名簿上では16町。面積があがっております。たぶん現場に行くときだいが減ると思いますので。はい、16町ぐらいありますので。10月ぐらいからちょっと回りたいたいと思っております。
- 1番（松本 泰典君） おら2年続けて行ったっかな。久重に行つたろ。今年かね、去年かね。長山のほうも行ったろ。2年続いて行きよるたい。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 今度はもう委員さんには言いませんので。事務局で回りますので、わからないところがあればまたご相談いたします。よろしくお願ひします。
- 議長（松村 公正君） 今はあるがあるけんよかもんな。
- 事務局（上田 賢君） です。
- 議長（松村 公正君） 中山間地ですらごつ言われんごつなつたもんな。
- 1番（松本 泰典君） そうばってん、あた、歩いてのぼれんとこぼのぼせらすけん。ほうてのぼらなんとばいた。
- 議長（松村 公正君） あたどんがしんどしたけん、おっどんがまわらんでよかつたい。
- 1番（松本 泰典君） かもしれんな。がんとこぼそこぼくさい、耕運機ばのぼらさるごつ話やけんな。
- 副会長（竹島 久利君） そげんとこん耕運機のぼるかい。
- 1番（松本 泰典君） のぼってやったもんな。下りるときはバックで下りるてくつとだけん。
- 命がけばい。上のほうは綺麗な野菜つくつてあつたけんな。
- 事務局長（寺本 藤雄君） こんくらいしかなかつたけんな。
- 1番（松本 泰典君） こんくらいしかなかつたけん。ほうてのぼつたつばいた。そ

るば耕運機で登らすとだけん。

○副会長（竹島 久利君） するよのぼっていきたいな。

○1番（松本 泰典君） 見たこんなかけん知らんぼってん。

ぼってんな、畑は綺麗で、野菜はいっぱい作ってあって。

○議長（松村 公正君） 基盤整備したけんよかぼってんが、前にトラクターば耕運機  
ばいうごつバックで下ろさんとしゃが、ひっくり返りよったけん。

○事務局長（寺本 藤雄君） 会長いっぺんしめてもろてよございますか。

○議長（松村 公正君） それでは、お諮りいたします。

本日の決議事件等の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご  
異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、処理することにい  
たしました。

本日は慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席を降ろさせ  
ていただきます。どうも。

-----○-----

## 7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして、第5回の農業委員会総会を閉会  
します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時57分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人